

# 災害援護資金の概要

○根拠法律「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭48法82)

- (1) 実施主体 市町村
- (2) 対象災害 都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害
- (3) 受給者 (2)により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
- (4) 貸付限度額 350万円

①世帯主の1か月以上の負傷	150万円	}	250万円	}	350万円
②家財の1/3以上の損害	150万円				
③住居の半壊	170万円(250)	}	270万円(350)		
④住居の全壊	250万円(350)				
⑤住居の全体が滅失若しくは流失	350万円				

(注) 被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるをえない場合等特別の事情がある場合は( )内の額

(5) 所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	

- (6) 利率 年3% (据置期間中は無利子)
- (7) 据置期間 3年 (特別の場合5年)
- (8) 償還期間 10年 (据置期間を含む)
- (9) 償還方法 年賦又は半年賦
- (10) 貸付原資負担 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3